特約条項

第１条　譲与人が本物品に特定外来生物の生息を確認したときは、特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律を踏まえ、特定外来生物を他の地域に移動することを防止するため、譲与人は、譲受人に対し、本契約を解除することができる。

第２条　前条に基づき本契約が解除された場合において、譲与人売払代金の全部又は一部を受領済みであるときは、譲与人は、すみやかに譲受人に受領済の金員相当額を無利息で返還するものとする。

第３条　譲受人は、第１条により本契約が解除されたことを理由に譲与人に対し、損害賠償等を請求することはできない。

（譲受人の自己都合による契約変更または契約解除（キャンセル））

第４条　譲与人は譲受人が自己都合による契約変更または契約解除の申出があったとき、譲与人が本契約の履行のために負担した費用を譲受人に請求することができる。